

総量規制の影響に関する実証分析

— 追加データによる検証 —

樋口 大輔
東京情報大学

堂下 浩
東京情報大学

河原 周平
東京情報大学大学院

要 旨

消費者信用市場における総量規制の借り手への影響について、定量的な分析を継続的行った研究を報告する。

ノンバンクからの借入の総額を年収の3分の1までと制限する総量規制の導入から相応の時間が経過し、その影響について評価を下すことが可能な段階になったといえる。しかしながら、規制の影響について、導入以前には活発な議論が展開されてきたものの、導入以降は十分な検証が行われているとは言い難い状況である。

本研究では、既存研究と同じ枠組みを用いて、総量規制導入前後における長期的データを収集し、規制の導入がノンバンクの借り手に与えた影響を分析した。特に、規制の影響を受けた借り手と、受けていない借り手の延滞状況を比較していくことで、規制の影響を浮き彫りにすることを試みた。

その結果、総量規制の導入後に観察される状況から、規制による多重債務の抑制が実現していることに改めて疑問を提示せざるを得ない結果となった。

1 はじめに

本論文では、ノンバンクの利用者である借り手が総量規制によってどのような影響を受けたのかに関して継続した研究の結果を報告する。

総量規制によって貸付に関する規制が強化され、無理な借入れが抑制されるのであれば、総量規制導入後における借り手の延滞状況が改善される傾向が見られるのではないか。このような問題意識に基づいて、樋口・田邊（2012）および樋口・堂下・田邊（2012）では、ノンバンク利用者の大量サンプルを用いた分析を展開した。

その結果は、総量規制が自己破産や多重債務の抑

制につながることに疑問を投げかけるものであった。すなわち、①総量規制で借入を制限されたのは、取引履歴は長い延滞の比較的小さいという、むしろノンバンクを上手に利用してきた借り手であったこと、②総量規制導入後の借り手の延滞率は、むしろ高まってきており状況が改善したとはいえないことが明らかとなったのである。それらの研究では、総量規制によって意図された、多重債務や自己破産の抑制につながる状況を観察することができなかったのである。

総量規制の導入からさらに時間が経過し、樋口・田邊（2012）および樋口・堂下・田邊（2012）よりも長期の観察に基づく分析が可能になっている。ま

た、時間の経過とともに借り手の状況に何らかの新しい変化が発生したことも考えられる。それに加えて、以前の研究においては十分に検証しきれなかった部分についても引き続き分析を行わなければならない。

以上の関心に基づいて、本論文においては次のことを中心に行う。すなわち、既存研究と同じ枠組みを用いてさらに長期間における分析を行うことと、これまでの研究においては十分に検証できていたとはいえない、延滞状況や延滞回数に関する統計的な分析を行うことである。

以下、まずは既存研究を振り返り、明らかとなってきたことを概観する。次に、本研究における分析の枠組みと変数について説明する。続いて分析結果を示し、それに対する考察を加えるという順序で進めていく。

2 研究背景および既存研究

総量規制が実施されて2013年で約3年が経過することになる。将来の消費者信用市場を決定づける重要な規制であるといえるが、その後の市場の状況変化について十分な検証は行われているだろうか。

まず、われわれの研究の先行となる樋口・田邊(2012)の結果を確認しておく。同研究においては、規制により借入を制限された借り手と、規制の影響を受けていない借り手との間での属性の比較および、規制導入後の延滞率の推移を分析している。その結果示唆されたことは、総量規制は、それが目指す多重債務や自己破産の減少には貢献できていないのではないかという疑問である。

同研究では、借り手の属性について、①年収、②2010年6月までの取引年数、③過去の延滞回数の3属性について集計を行った。

その結果、総量規制の影響で借入を制限された借り手にはいくつかの特徴があることが示された。すなわち、①年収が低いこと、②ノンバンクと長い取引年数があること、③過去の延滞回数が少ないことである。これらの属性から浮かび上がる借り手の像は、少ない収入をノンバンクからの借入により対処してきていた比較的優良な借り手であり、それが総

量規制により借入ができなくなったことを示していると同研究では指摘されている。

延滞率の推移を全体的に見ると、総量規制導入時の2010年6月から少しずつ上昇する傾向が示された。上記のような属性を持つ借り手が、借入を制限されたことにより、延滞が徐々に増えてきていると考えられる傾向は、樋口・堂下・田邊(2012)において、さらに観察期間を延ばしてみても同様に認められている。

残念ながら、これらの結果を他の研究から裏付けることは困難である。総量規制の影響に関する学術的な関心からの積極的な研究は少なく、樋口・田邊・田邊(2012)以降、総量規制に関しては、堂下・内田(2012)にヤミ金融との関連について若干の言及があるほかは、規制の影響を分析した研究を見つけないことはできなかった。

一方で、総量規制の導入後における自己破産件数は、一貫して減少し続けている事実もある。2010年1月から12月の1年間の最高裁集計による自己破産件数は約12万件であった。それが2011年には約10万件にまで減少し、この減少傾向は2012年以降も続いている。そのため、一部報道によると、多重債務問題は軽減されつつあり、全体として総量規制の効果は現れているという見方もされている¹⁾。

しかしながら、今後の規制のあり方を検討するうえで、総量規制の導入の効果をさらに継続して検証しなければならないと考える。以下で展開する分析においては、樋口・堂下・田邊(2012)および樋口・田邊(2012)の枠組みでさらに期間を伸ばした分析を行い、長期間における分析結果をまとめていくことにする。

3 仮説と分析

本分析は、分析結果を比較可能にする目的もあるため、既存研究である樋口・田邊(2012)および樋口・堂下・田邊(2012)と同様の枠組みにおいて行う²⁾。すなわち、総量規制が意図した成果をあげているのであれば、借り手の状況は改善していつているはずである。借り手の状況が改善したという事実は、無理な借入が抑制されたことによる延滞状況の改善と

して捉えることができると考えられるため、具体的には次の仮説をテストする。

仮説：総量規制の導入時である 2010 年 6 月の前後で借り手の延滞状況は改善している

分析において、借り手の状況の中で特に延滞率と延滞回数に着目する理由は、借入を制限されたことにより借り手の状況が改善されたか否かは、それらに最も顕著に現れると考えられるからである。総量規制が狙い通りの効果をもたらしているのなら、延滞率や延滞回数は低下する傾向が見られると考えられる。

3.1. 分析の枠組みおよび分析方法

ノンバンクからの資金の借り手のうち、総量規制の基準により借入が制限された借り手と、総量規制の影響を受けることがなかった借り手の比較が基本的な枠組みである。具体的な検討項目は、①延滞率の分析、すなわち借り手の延滞の状況を時系列で見っていく分析、②延滞回数の分析、すなわち総量規制の導入前後の借り手の延滞回数の分布を比較する分析で構成される。

また、本研究においても、借り手の中で特に個人事業主に注目し、個別に集計して同様の枠組みで分析を行った。個人事業主は、「収入が低く、預貯金もない」や「突発資金ニーズの発生が多い」といった傾向が強く³⁾、総量規制の影響を顕著に受ける可能性が高いと考えられ、個別に集計することにより全体集計とは異なる何らかの発見につながる期待ができるからである。

(1) 延滞率の分析

総量規制の導入後における借り手の延滞率の状況を、時系列で比較しながら追っていく分析である。

具体的には、総量規制によって借入を制限された顧客群と、そうでない顧客群とを分割し、両者の延滞率の推移を時系列で比較する。

(2) 延滞回数の分析

総量規制導入前後において、借り手の延滞回数の状況を比較する分析である。

具体的には、総量規制の導入前後の同期間において、借り手の延滞回数の状況を比較するも

のである。

これらの分析により、総量規制により借入を制限することが、借り手の状況の改善につながっているのかを明らかにすることができる。

3.2. データおよび変数

大手ノンバンク 7 社（消費者金融専門およびクレジットカード会社）の顧客データベースより提供を受けたデータを使用する。分析にあたっては 7 社から提供されたすべての顧客データを合算した集計値を用い、個社ごとの傾向等は本研究では扱わない。

7 社から分析の対象に該当する全顧客のデータが提供されたため、個社ごとに顧客のサンプリングは行っていない。後述の捕捉期間や各種属性の条件を満たす顧客の全数について、データの提供を受けた。集計の基となる顧客の数は、最大で約 270 万件であり、データ捕捉期間を通して同一顧客のデータである。

このデータは、本研究の関心を明らかにするうえで適切なデータであると考えられる。データを提供した 7 社は日本のノンバンクにおける主要企業といえ、それらの顧客データを大量に収集した本研究のデータは、日本の消費者信用利用者を代表する顧客群であるといえる。また、提供を受けたデータの顧客数の内訳に 7 社間の顕著な差異はなく、全体の集計値が特定の企業の顧客の性質に引きずられる危険は低い。

(1) データ捕捉期間

分析の対象となる期間は、2010 年 5 月末から 2011 年 12 月末であり、樋口・堂下・田邊（2012）における捕捉期間をさらに 3 ヶ月伸ばしたものとなる。この期間については、以下のような操作を行った。

まず、各社が総量規制を理由として既存顧客の新規貸付の継続・停止を判断した月を「N 月」と定め、この前後でデータの収集を行った。N 月より前のデータは 1 ヶ月、N 月後のデータは N 月を含めて 19 ヶ月、合計 20 ヶ月分のデータを収集した。N 月は各社によって異なるが、総量規制の導入時である 2010 年 6 月あるいは 7 月が最も多い。

次に、各社のN月の相違を揃えるための処理を行い、最終的にはN月の前後で同一の期間による合算ができるよう処理した。例えば、2010年6月がN月の企業と、2010年7月がN月の企業がある場合、後者のデータは、2010年6月から2012年1月までのデータを採用し、1月分前方にシフトさせて前者のデータと合わせている。このように、N月は実際には個社ごとに異なるのであるが、以下でN月について言及する際は、時期の明確性を持たせるため、N月を「2010年6月」と記述する。

延滞回数については、N月の前後1年間を捕捉期間とした。すなわち、2009年5月から2010年5月までの12ヶ月間と、2010年6月から2011年6月までの12ヶ月間である。

(2) 母集団

総量規制を理由とする貸付継続の可否を基準に、借り手の2つの母集団についてデータを収集した。

母集団①：総量規制の影響を受け、貸付停止された借り手

貸し手である企業が総量規制の抵触有無を確認した結果、2010年6月に新規貸付停止（現残高を割り込んで貸付枠の減枠または枠の消滅）となった顧客である。この集団を母集団①とする。

母集団②：総量規制の影響を受けず、継続貸付可能となった借り手

総量規制の抵触有無を確認した結果、2010年6月以降も同水準の額について貸付維持が可能と判断された借り手である。この集団を母集団②とする。

(3) 変数

変数の種類および操作化の方法は以下の通りである。

①職業の状況

借入の際に申告された職業に基づき、個人事業主、専業主婦とその他給料所得者の3種類を職業の状況と設定した。

②過去の延滞回数

2010年6月以前の過去12ヶ月間と、それ以降の12ヶ月間の取引履歴がある借り手につい

て延滞回数を集計したものである。ここでいう延滞とは、約定支払期日までに返済が完了していない状態のことを指す。「0回」、「1回」、「2回」、「3回」、「4～5回」、「6～7回」、「8～11回」、「12回」の8区分で集計している。

③2010年6月以降の延滞率

各社の基準による月ごとの延滞率である。延滞率とは、貸し手のある期間における保有債券のうち、月末の段階で約定支払期日までに支払いが行われていない債権が何%あるのかを示す値である。

月ごとの延滞率の算出については、データの提供を受けた7社それぞれ債権数が異なるため、単純平均ではなく債権数を重みとした加重平均を各月末の延滞率として求めた。算出方法は以下の通りである。

$$\text{延滞率} = (\text{A社の延滞率} \times \text{A社の債権数} + \text{B社の延滞率} \times \text{B社の債権数} + \text{C社の延滞率} \times \text{C社の債権数} + \dots + \text{G社の延滞率} \times \text{G社の債権数}) \div (\text{A社の債権数} + \text{B社の債権数} + \text{C社の債権数} + \dots + \text{G社の債権数})$$

4 分析結果

以下、個人事業主およびその他の借り手を含んだ全体集計による母集団①と母集団②の集計結果と、サンプル全体の中から個人事業主のみを抜き出して個別集計した結果を順に示す。集計結果を示すにあたって、サンプル数をまとめた表、実測値を示した表、実測値に基づく図は、それぞれ別に用意した。

4.1. 延滞率の推移

(1) 全体集計

総量規制導入後の延滞率の推移を示すと図1および表1・表3のようになる。

まず、総量規制が導入された2010年6月の段階での延滞率は、母集団①と母集団②との間で1ポイント未満（0.6ポイント：母集団①10.6%、母集団②10.0%）の差であった。母集団①がわずかにリスクの高い借り手の層であったことが示されている。

これが時間の経過とともに、どのように変化していったのか、図1の傾向線の傾きから読み取ることができる。

母集団①および母集団②ともに延滞率は緩やかに上昇傾向にあるが、母集団①の延滞率は、母集団②の延滞率の上昇に比べてやや強い上昇傾向があることが示されている。2010年6月に1ポイント未満で始まった母集団①と母集団②の延滞率の差は、2011年12月には1.03ポイント（母集団① 11.21%、母集団② 10.18%）にまで広がった。つまり、総量規制の影響を受けた借り手と、規制の影響を受けなかった借り手の延滞率を比較していった場合、総量規制によって貸付を停止された借り手の延滞率の方が高まる傾向があるといえるのである。

（2）個人事業主

個人事業主の延滞率の推移を示すと図2および表2・表3の通りになる。ここでは延滞率は、以下の式で算出した。

延滞率 = (A社「個人事業主」の延滞率 × A社「個人事業主」の債権数 + B社「個人事業主」の延滞率 × B社「個人事業主」の債権数 + C社「個人事業主」の延滞率 × C社「個人事業主」の債権数 + + G社「個人事業主」の延滞率 × G社「個人事業主」の債権数) ÷ (A社「個人事業主」の債権数 + B社「個人事業主」の債権数 + C社「個人事業主」の債権数 + + G社「個人事業主」の債権数)

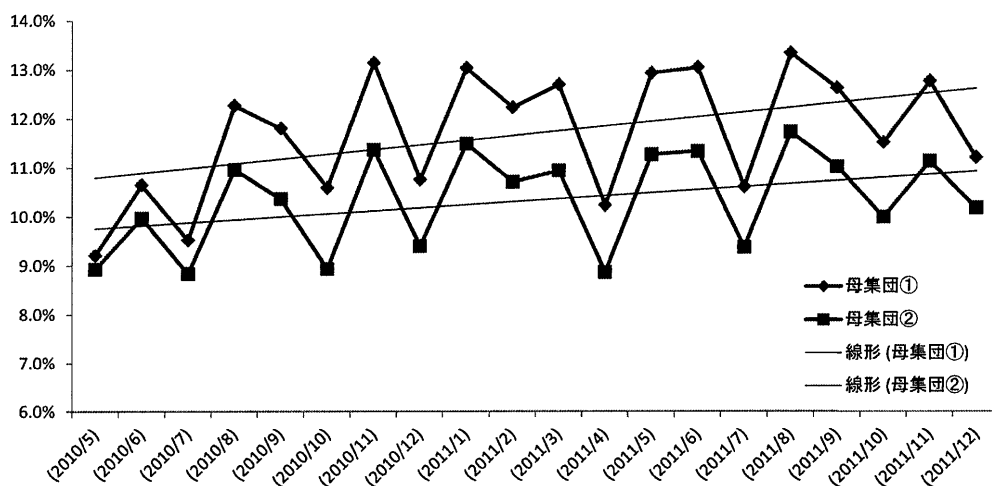


図1 延滞率の推移（サンプル全体）

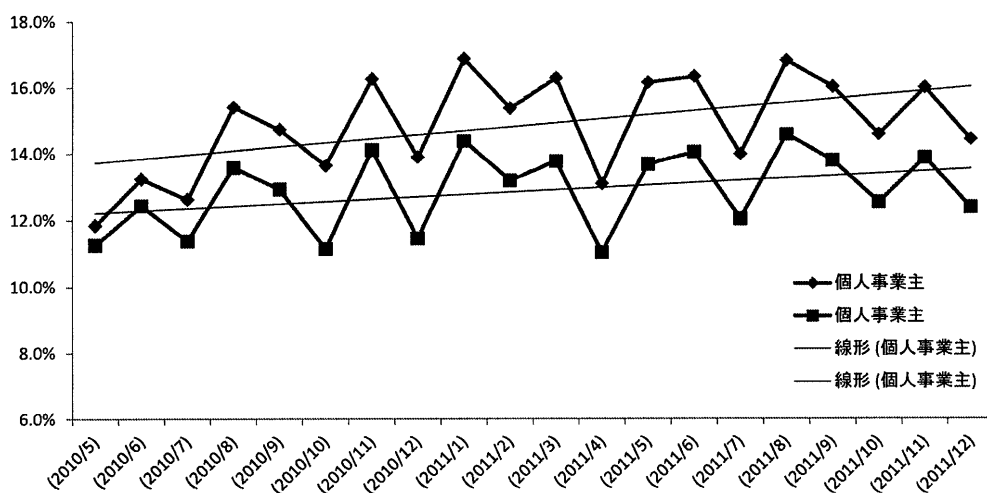


図2 延滞率の推移（個人事業主）

表1 「延滞率の推移（サンプル全体）」のサンプル数（単位：人）

	2010/5 末	2010/6 末	2010/7 末	2010/8 末	2010/9 末	2010/10 末	2010/11 末	2010/12 末	2011/01 末	2011/02 末
母集団①	1,669,458	1,674,893	1,648,943	1,621,058	1,592,613	1,561,477	1,531,815	1,501,961	1,480,607	1,455,433
母集団②	1,399,585	1,435,460	1,405,343	1,383,916	1,366,139	1,347,713	1,330,392	1,305,789	1,290,667	1,274,489

	2011/03 末	2011/04 末	2011/05 末	2011/06 末	2011/07 末	2011/08 末	2011/09 末	2011/10 末	2011/11 末	2011/12 末
母集団①	1,429,819	1,407,205	1,387,585	1,366,119	1,349,169	1,331,149	1,314,267	1,302,989	1,287,736	1,267,628
母集団②	1,257,295	1,241,262	1,227,872	1,212,836	1,198,516	1,184,572	1,173,575	1,166,050	1,156,080	1,137,266

表2 「延滞率の推移（個人事業主）」のサンプル数（単位：人）

	2010/5 末	2010/6 末	2010/7 末	2010/8 末	2010/9 末	2010/10 末	2010/11 末	2010/12 末	2011/01 末	2011/02 末
母集団①	181,223	181,534	178,868	176,076	173,058	169,598	166,093	162,612	160,005	156,983
母集団②	135,850	138,239	135,453	133,309	131,462	129,374	127,493	125,359	123,884	122,282

	2011/03 末	2011/04 末	2011/05 末	2011/06 末	2011/07 末	2011/08 末	2011/09 末	2011/10 末	2011/11 末	2011/12 末
母集団①	154,003	151,556	149,466	147,200	145,336	143,383	141,561	139,996	138,230	136,301
母集団②	120,391	118,754	117,368	116,027	114,741	113,367	112,184	111,117	110,250	108,721

表3 「各母集団の延滞率の推移」および「個人事業主の延滞率の推移」の集計値

	(2010/5)	(2010/6)	(2010/7)	(2010/8)	(2010/9)	(2010/10)	(2010/11)	(2010/12)	(2011/1)	(2011/2)	(2011/3)	(2011/4)	(2011/5)	(2011/6)	(2011/7)	(2011/8)	(2011/9)	(2011/10)	(2011/11)	(2011/12)
母集団①	9.2%	10.6%	9.5%	12.3%	11.8%	10.8%	13.1%	10.8%	13.0%	12.2%	12.7%	10.2%	12.9%	13.1%	10.8%	13.3%	12.6%	11.52%	12.77%	11.21%
個人事業主	11.8%	13.2%	12.6%	15.4%	14.7%	13.6%	16.3%	13.8%	16.9%	15.4%	16.3%	13.1%	16.2%	16.3%	14.0%	16.8%	16.0%	14.59%	16.01%	14.44%
母集団②	8.9%	10.0%	8.8%	11.0%	10.4%	8.9%	11.4%	9.4%	11.5%	10.7%	10.9%	9.9%	11.3%	11.3%	9.4%	11.7%	11.0%	9.9%	11.14%	10.18%
個人事業主	11.3%	12.4%	11.4%	13.6%	12.9%	11.1%	14.1%	11.5%	14.4%	13.2%	13.8%	11.0%	13.7%	14.0%	12.0%	14.6%	13.8%	12.54%	13.88%	12.39%

個人事業主においても、母集団①の延滞率が高く、総量規制の導入後には母集団①と母集団②の延滞率の差は拡大傾向にある。規制が導入された時点では小さかった両者の延滞率の差が、時間の経過とともに拡大していく傾向も全体集計と同様である。

個人事業主においては、総量規制の導入時点での母集団①と②の延滞率の差は1ポイント未満（0.8ポイント：母集団①13.2%、母集団②12.4%）であったが、2011年12月の段階では、その差が2.05ポイント（母集団①14.44%、母集団②12.39%）にまで拡大してきている。

4.2. 延滞回数

（1）全体集計

まず、総量規制が導入される以前の延滞発生回数（図3、図4、表4～7）を見ると、母集団②がやや延滞回数が多い借り手であった傾向が読み取れる。過去に1回以上の延滞をした借り手の割合を合計すると、母集団①と母集団②でそれぞれ25.1%、30.1%である。延滞回数が「0回」と「12回」を除く区分、すなわち「1回」から「8回以上」までのすべての区分において、母集団②の値が母集団①を

上回る結果となっている。したがって、総量規制の影響を受けなかった借り手の方が、過去の履歴は良好とはいえない傾向が示されているといえる。

総量規制が導入された後の12ヶ月の状況を見ると、母集団①における変化が顕著である。規制が導入される以前は、12ヶ月延滞回数が0回であった借り手の割合は、74.9%から規制の導入後12ヶ月で大きく減少し62.0%にまで低下している（図3）。同様に1回、2回の割合にも変化があり、これらはいずれも規制の導入後に上昇している。一方の母集団②では、規制の導入前後における顕著な変化は見られなかった（図4）。

（2）個人事業主

個人事業主の延滞発生回数（図5、図6、表4～7）に見られる傾向は、全体サンプルにおける傾向と同様である。母集団①と比較すると、母集団②に延滞回数の多い借り手がやや多く含まれている。

総量規制が導入された後の12ヶ月の状況を見ると、個人事業主においても母集団①における変化が顕著である。規制が導入される以前は、12ヶ月延滞回数が0回であった借り手の割合は、71.8%が規制の導入後12ヶ月で大きく減少し52.2%にまで

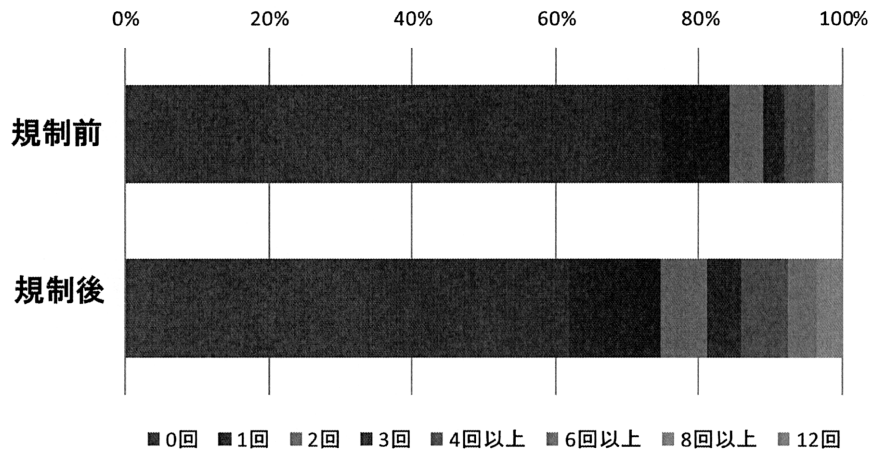


図3 延滞回数の割合（サンプル全体、母集団①）

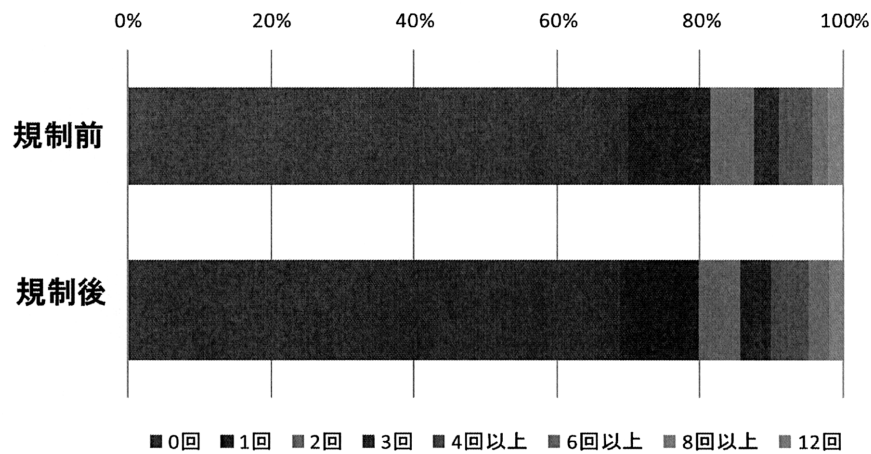


図4 延滞回数の割合（サンプル全体、母集団②）

表4 「各母集団の延滞回数の構成比（規制導入前、サンプル全体）」および「個人事業主の延滞回数の構成比（規制導入前、個人事業主）」のサンプル数

(単位：人)

	合計	0回	1回	2回	3回	4回以上	6回以上	8回以上	12回
母集団①	810,414	607,052	76,081	37,434	23,747	34,486	15,273	13,201	3,140
個人事業主	92,673	66,575	9,832	4,890	3,087	4,712	1,825	1,442	310
母集団②	1,069,171	747,720	123,396	63,321	38,883	50,400	22,215	19,961	3,275
個人事業主	80,535	52,002	10,571	5,473	3,405	4,934	2,064	1,821	265

表5 「各母集団の延滞回数の構成比（規制導入前、サンプル全体）」および「個人事業主の延滞回数の構成比（規制導入前、個人事業主）」の集計値

	合計	0回	1回	2回	3回	4回以上	6回以上	8回以上	12回
母集団①	100%	74.9%	9.4%	4.6%	2.9%	4.3%	1.9%	1.6%	0.4%
個人事業主	100%	71.8%	10.6%	5.3%	3.3%	5.1%	2.0%	1.6%	0.3%
母集団②	100%	69.9%	11.5%	5.9%	3.6%	4.7%	2.1%	1.9%	0.3%
個人事業主	100%	64.6%	13.1%	6.8%	4.2%	6.1%	2.6%	2.3%	0.3%

表6 「延滞発生回数の構成比（規制導入後、サンプル全体）」および「図6 延滞発生回数の構成比（規制導入後、個人事業主）」のサンプル数

(単位：人)

	合計	0回	1回	2回	3回	4回以上	6回以上	8回以上	12回
母集団①	1,961,201	1,215,052	247,148	131,196	92,433	128,109	78,026	63,767	5,470
個人事業主	187,939	98,130	26,222	14,900	10,803	16,433	10,903	9,828	720
母集団②	1,824,320	1,253,663	201,589	107,169	74,558	100,776	51,158	32,953	2,454

低下している（図5）。同様に1回、2回の割合にも変化があり、これらは規制の導入後に上昇している。一方の母集団②においては、延滞回数0回の割合の低下が見られるものの、母集団①ほどの大きな変化は観察されない（図6）。

延滞率および延滞回数の分析により、以下の傾向を読み取ることができる。すなわち、①総量規制の

導入後、延滞率は緩やかに上昇していること、②規制の影響を受けた借り手と、受けなかった借り手との間で、延滞率は少しずつ乖離していったこと、③規制導入前後において、規制の影響を受けた借り手のうち延滞回数の少ない借り手の割合に変化が見られ、延滞回数が悪化していることである。

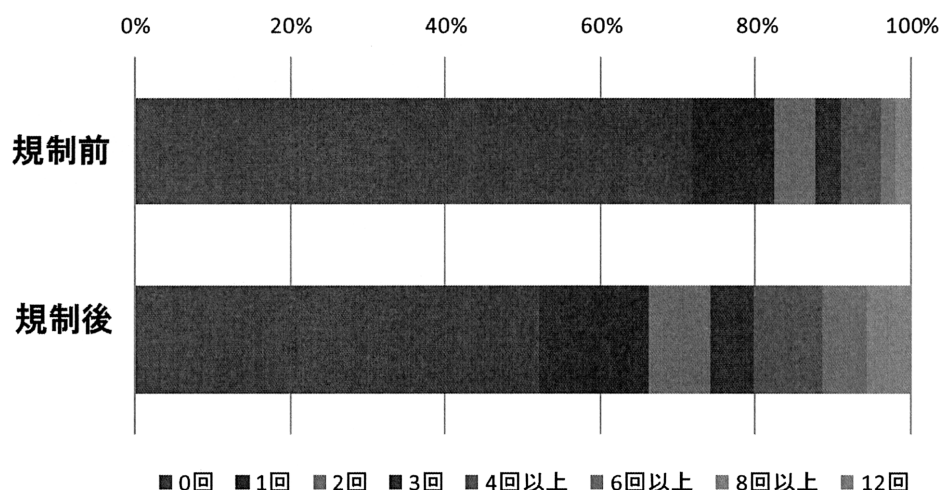


図5 延滞回数の割合（個人事業主、母集団①）

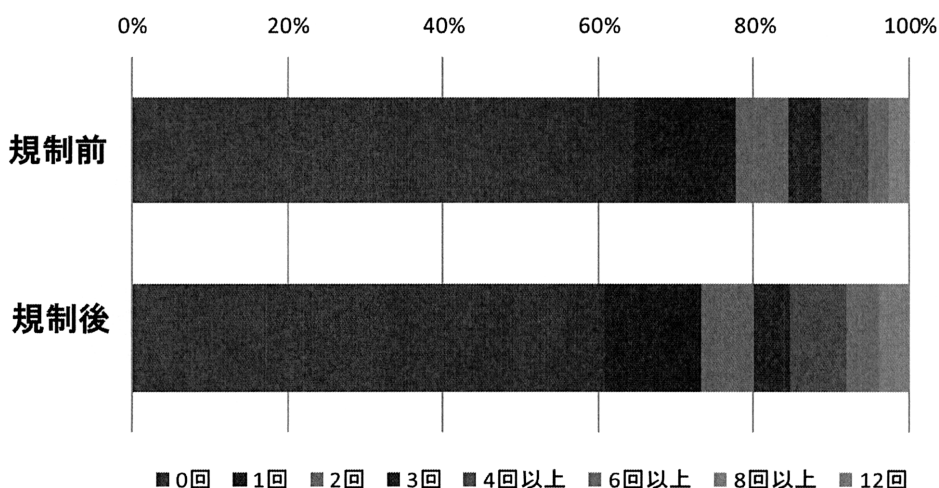


図6 延滞回数の割合（個人事業主、母集団②）

4. 3. 延滞回数の差の有意性に関する分析

これまでの分析において見てきたように、母集団①における規制導入前後1年間の延滞回数には特に顕著な変化があるように見える。ここでは延滞回数の割合の変化について、統計的に有意な差があるか

テストをすることで分析結果の裏付けを行う。

このような目的に用いられるテスト方法として、まずP値によるものが候補として考えられるが、今回はサンプル数が非常に大きくP値の性質から有意差が極めて高い確率で認められてしまう危険があ

る。そのため今回の分析においては、区間推定を用いた差の検定を行うこととした。

例えば、延滞回数が0回の借り手についていえば、母集団①について規制導入前後の割合の差の検定と、母集団②についても同様の検定を行う。これをサンプル全体と個人事業主に対して行うため、各延滞回数につき計4の検定を行うことになる(図7)。本研究では、この分析を延滞回数0回から12回までのそれぞれのグループに対して行った(表8・表9にその一部を示す)。

延滞回数0回については、すべての組み合わせで規制導入前後の割合の変化に有意差があるといえ、延滞回数2回以上においても母集団①では有意差が認められる結果となった。この結果により、総量規制の導入前後1年間では母集団①と母集団②ともに延滞回数0回の借り手が減少傾向にあること、母集団②に比べ母集団①が特に減少幅が大きいこと、総量規制の導入前後1年間での減少幅は母集団全体に比べ個人事業主がより顕著に減少していることが、統計的に有意であることが示される。

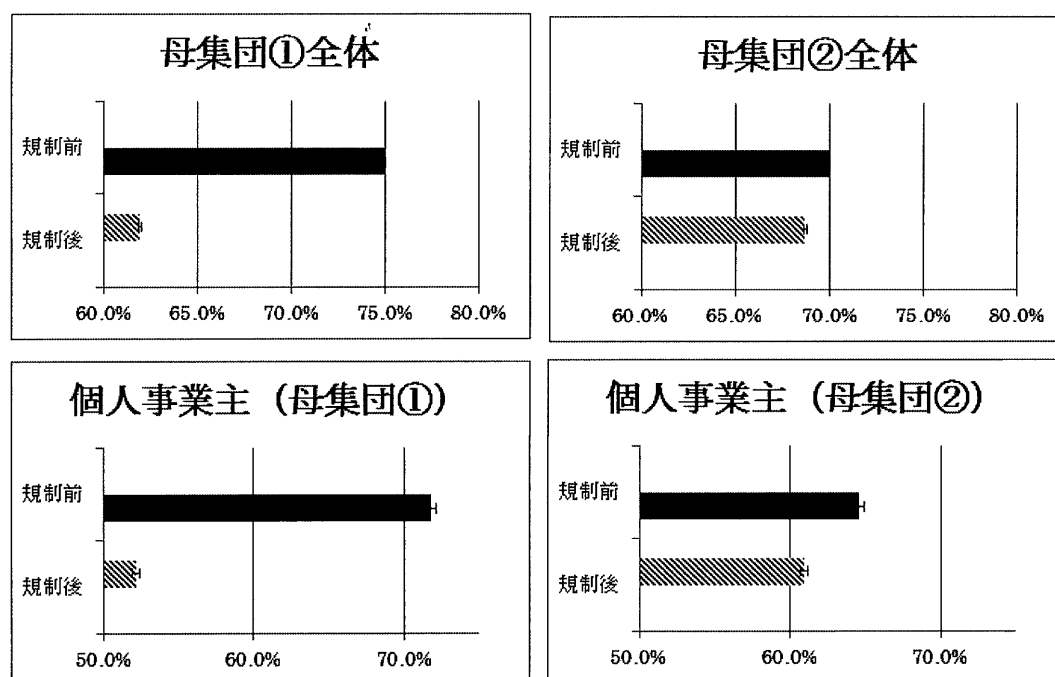


図7 延滞回数0回に対する区間推定

表8 区間推定(サンプル全体、延滞回数0~3回)

【延滞回数0回】

母集団1	母割合	幅	上限	下限
規制前	0.749064	0.000944	0.750008	0.74812
規制後	0.619545	0.000679	0.620224	0.618865

母集団2	母割合	幅	上限	下限
規制前	0.699346	0.000869	0.700215	0.698476
規制後	0.687195	0.000673	0.687867	0.686522

【延滞回数1回】

母集団1	母割合	幅	上限	下限
規制前	0.093879	0.000635	0.094514	0.093244
規制後	0.126019	0.000464	0.126483	0.125554

母集団2	母割合	幅	上限	下限
規制前	0.115413	0.000606	0.116018	0.114807
規制後	0.110501	0.000455	0.110956	0.110046

【延滞回数2回】

母集団1	母割合	幅	上限	下限
規制前	0.046191	0.000457	0.046648	0.045734
規制後	0.066896	0.00035	0.067246	0.066546

母集団2	母割合	幅	上限	下限
規制前	0.059224	0.000447	0.059672	0.058777
規制後	0.058745	0.000341	0.059086	0.058404

【延滞回数3回】

母集団1	母割合	幅	上限	下限
規制前	0.029302	0.000367	0.02967	0.028935
規制後	0.047131	0.000297	0.047428	0.046834

母集団2	母割合	幅	上限	下限
規制前	0.036367	0.000355	0.036722	0.036013
規制後	0.040869	0.000287	0.041156	0.040582

表9 区間推定（個人事業主、延滞回数0～3回）

【延滞回数0回】

母集団1	母割合	幅	上限	下限
規制前	0.718386	0.002896	0.721282	0.71549
規制後	0.522139	0.002258	0.524398	0.519881

母集団2	母割合	幅	上限	下限
規制前	0.645707	0.003303	0.64901	0.642403
規制後	0.609199	0.002429	0.611628	0.60677

【延滞回数1回】

母集団1	母割合	幅	上限	下限
規制前	0.106093	0.001983	0.108076	0.104111
規制後	0.139523	0.001567	0.14109	0.137957

母集団2	母割合	幅	上限	下限
規制前	0.13126	0.002332	0.133592	0.128927
規制後	0.122417	0.001632	0.124048	0.120785

【延滞回数2回】

母集団1	母割合	幅	上限	下限
規制前	0.052766	0.001439	0.054206	0.051327
規制後	0.079281	0.001222	0.080503	0.07806

母集団2	母割合	幅	上限	下限
規制前	0.067958	0.001738	0.069696	0.06622
規制後	0.067849	0.001252	0.069101	0.066597

【延滞回数3回】

母集団1	母割合	幅	上限	下限
規制前	0.033311	0.001155	0.034466	0.032155
規制後	0.057483	0.001052	0.058535	0.05643

母集団2	母割合	幅	上限	下限
規制前	0.04228	0.00139	0.04367	0.04089
規制後	0.048616	0.001071	0.049687	0.047545

5 発見された事実および結論

5.1. 発見された事実

これまでに展開した分析結果によって、次のことが示されている。

第一に、既存研究において見られた、延滞率が上昇する傾向が改めて確認された。総量規制導入後は、全体的に延滞率は緩やかに上昇している傾向にあるが、借入を制限された借り手の方が延滞率の上昇がわずかに大きい。この現象が捕捉期間を伸ばしても確認できたのである。

第二に、延滞回数の比較においても同様の傾向が顕著に見られる。規制導入前後12ヶ月の比較において、借入を制限された借り手の延滞回数は明らかに悪化している。延滞率ではわずかに見られただけの差が、延滞回数で見た場合は明確に把握することができた。

第三に、個人事業主に特に注目してみると、借入を制限されたことによる延滞率および延滞回数の悪化の傾向が際立っていることが発見された。

これらの傾向は既存研究とも符合することから、総量規制の導入直後に生じた一時的な傾向ではなく、規制の導入時から一貫して続く傾向である可能性が高いといえることができる。

5.2. 結論

本研究では、樋口・堂下・田邊（2012）および樋

口・田邊（2012）からデータ捕捉期間をさらに伸ばして、2010年6月より導入された総量規制の影響について、定量データに基づいた分析を行ってきた。

一連の研究では、規制が導入されてある程度の期間が経過し、多重債務問題を抜本的に解決するという総量規制の目的が実現できているかどうかを判断する材料を提示するという目的に照らし合わせ、全体的な傾向を読み取る分析、特に延滞率や延滞回数に焦点を当てた分析を行ってきた。その結果、総量規制、つまり自らの支払能力を超えた借入を行うことを制度的に抑制する方法の有効性を裏付けることはできず、規制のあり方に疑問を投げかける結果を改めて確認することとなった。

本論文を含め、計3本の論文においては、現状で入手可能な限りの長期間のデータを用いて、総量規制の導入前後における延滞率・延滞回数の推移から総量規制の影響を見ていくことにより、規制の効果を検証することができた。しかしながら、今回の分析の大部分は、いまだに全体の傾向を見ていくことにとどまったといわざるを得ない。今後は、さらに長期間のデータ収集を続ける一方で、異なる変数や集計方法の可能性の検討や、延滞状況が悪化するメカニズムの解明も視野に入れた分析を行っていく考えである。

【注】

¹ 例えば、5月27日付 Business Journal 配信記事「減少するサラ金の多重債務問題、くすぶる規制

撤廃議論で過去へ揺り戻し懸念も」(http://biz-journal.jp/2013/05/post_2181.html)。

² そのため、変数および分析に関する記述の多くは同稿と共通である。

³ 例えば、樋口・堂下・田邊（2012）の事例を参照。

【参考文献】

- (1) 樋口大輔、田邊亮平「消費者信用市場における総量規制の影響」『東京情報大学研究論集』Vol.15、No.2、2012年、97-114ページ。
- (2) 堂下浩、内田治「ヤミ金利用の実態に関する調査報告」『パーソナルファイナンス学会年報』Vol.12、2012年。
- (3) 樋口大輔、堂下浩、田邊亮平「総量規制の影響に関する実証分析」『パーソナルファイナンス学会年報』Vol.12、2012年。